

運転経歴要件

申請時の年齢	運転経歴要件
A. 35才未満	<ol style="list-style-type: none"> 申請する営業区域において、申請日以前継続して10年以上同一のタクシー又はハイヤー事業者¹に運転者として雇用されていること。 申請日以前10年間無事故無違反であること。
B. 35才以上 40才未満	<ol style="list-style-type: none"> 申請日以前、申請する営業区域において自動車の運転を専ら職業とした期間(他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。)が10年以上であること。この場合、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間は50%に換算する。 1. の運転経歴のうちタクシー・ハイヤーの運転を職業としていた期間が5年以上であること。 申請する営業区域においてタクシー・ハイヤーの運転を職業としていた期間が申請日以前継続して3年以上であること。 申請日以前10年間無事故無違反である者については、40才以上65才未満の要件によることができるものとする。
C. 40才以上 65才未満	<ol style="list-style-type: none"> 申請日以前25年間のうち、自動車の運転を専ら職業とした期間(他人に運転専従者として雇用されていた期間で、個人タクシー事業者又はその代務運転者であった期間を含む。)が10年以上であること。この場合、一般旅客自動車運送事業用自動車以外の自動車の運転を職業とした期間は50%に換算する。 申請する営業区域において、申請日以前3年以内に2年以上タクシー・ハイヤーの運転を職業としていた者であること。

【概要】

申請時の年齢	運転経歴要件		
35歳未満	申請日前継続して10年以上区域内同一ハイタク事業者 ¹ に雇用され、申請日前10年間無事故無違反であること		
35歳～39歳	10年以上区域内で運転を職業	5年以上区域内でハイタク運転を職業	申請日前継続して3年以上区域内ハイタク運転を職業
	申請日前10年間無事故無違反の者は、40歳以上の要件によることができる		
40歳～64歳	10年以上運転を職業	申請日前3年以内に2年以上区域内ハイタク運転を職業	

運転経歴の例示

【40歳～64歳】

	11年前	10年前	9年前	8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	申請日	10年以上 運転	3年以内 2年以上 区域内ハイタク	申請	地理試験 免除
①	A社（10年6ヵ月）											○	○	●	●	
②	A社（9年1ヵ月） ※代務になっても離職期間の合計が30日以内なので地理試験免除に該当する											○	○	●	●	
③	区域外 A社（9年） 5日 B社（2年1ヵ月）											○	○	●	×	
④	A社（7年） 5日 代務（1年） 5日 B社（3年） 退社											○	○	●	×	
⑤	A社（7年） 運行管理者 A社（6年） ※申請日以前継続して10年以上ないので地理試験免除にはならない											○	○	●	×	
⑥	A社（6年） 40日 B社（5年） ※申請日以前継続して10年以上ないので地理試験免除にはならない（離職期間が30日を超えている）											○	○	●	×	
⑦	トラック E社（4年） A社（6年11ヵ月） ※トラックは50%に換算 地理試験免除にはハイ・タク継続10年以上ないのでダメ											○	○	●	×	
⑧	バス D社（8年2ヵ月） 5ヵ月 A社（2年7ヵ月）											○	○	●	×	
⑨	A社（8年） 40日 バス D社（3年） B社（1年9ヵ月） ※申請日以前3年以内に2年以上ハイ・タクがないのでダメ											○	×	×	×	
⑩	A社（12年） 休職1年3ヵ月 A社（1年9ヵ月） ※申請日以前3年以内に2年以上ハイ・タクがないのでダメ											○	×	×	×	

※ 申請のためには、運転経歴以外の審査基準のすべてにも適合していることが必要です。

※ 例示の運転経歴は、区域外とあるものを除きすべて営業区域内のものとし、特に記載がないものはタクシー又はハイヤーのものとし、特に注意が必要です。

※ 離職期間については厳密に扱いますので、特に注意が必要です。

運転経歴の例示

【35歳～39歳】

	11年前	10年前	9年前	8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	申請日	区域内 10年以上 運転	区域内 5年以上 ハイタク	区域内 3年継続 ハイタク	申請	地理試験 免除
①	A社 (10年6ヵ月)											○	○	○	●	●	
②	A社 (9年4ヵ月)											○	○	○	●	●	
	※代務になっても離職期間の合計が30日以内なので申請可能並びに地理試験免除に該当する																
③	A社 (7年)											○	○	○	●	●	
	※離職期間の合計が30日以内なので申請可能並びに地理試験免除に該当する																
④	A社 (7年) 運行管理者 A社 (6年)											○	○	○	●	×	
	※申請日以前継続して10年以上ないので地理試験免除にはならない																
⑤	A社 (6年) B社 (5年)											○	○	○	●	×	
	※申請日以前継続して10年以上ないので地理試験免除にはならない (離職期間が30日を超えている)																
⑥	トラック E社 (4年) A社 (6年11ヵ月) B社 (2年)											○	○	○	●	×	
	※トラックは50%に換算 申請日以前3年間における離職期間の合計が30日以内なので申請可能 地理試験免除にはハイ・タク継続10年以上ないのでダメ																
⑦	A社 (8年5ヵ月) B社 (2年7ヵ月)											○	○	×	×	×	
	※申請日以前継続して3年以上ないのでダメ (離職期間が30日を超えている)																
⑧	A社 (9年) A社 (2年)											○	○	×	×	×	
	※申請日以前継続して3年以上には、休職等がなく実際に乗務していることが基本																
⑨	A社 (7年) 代務(1年) B社 (3年)											○	○	×	×	×	
	※申請日現在離職しているのでダメ																
⑩	バス D社 (7年2ヵ月) B社 (4年)											○	×	○	×	×	
	※営業区域においてタクシー・ハイヤーの期間が5年以上ないのでダメ																
⑪	区域外 A社 (11年2ヵ月)											×	×	×	×	×	
	※営業区域外の場合は運転経歴に算入できないのでダメ																

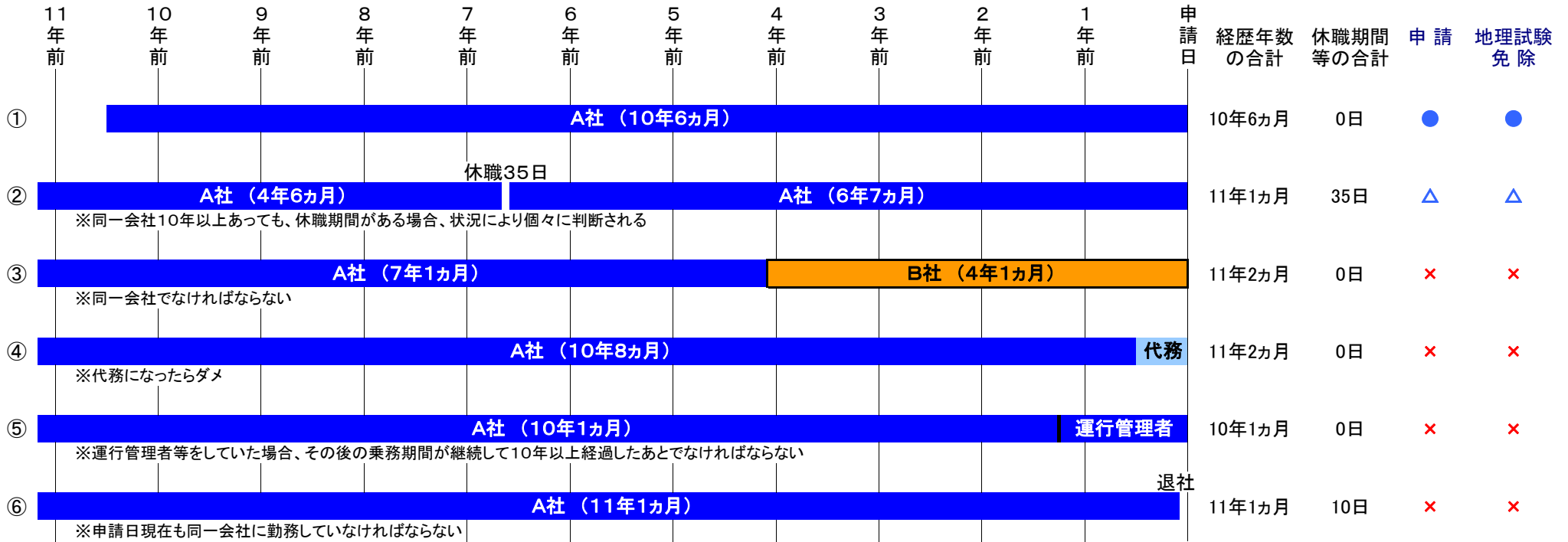
※ 申請のためには、運転経歴以外の審査基準のすべてにも適合していることが必要です。

※ 例示の運転経歴は、区域外とあるものを除きすべて営業区域内のものとし、特に記載がないものはタクシー又はハイヤーのものとし、

※ 離職期間については厳密に扱いますので、特に注意が必要です。

運転経歴の例示

【35歳未満】



※ 申請のためには、運転経歴以外の審査基準のすべてにも適合している必要があります。

※ 例示の運転経歴は、すべて営業区域内のタクシー又はハイヤーのものとしします。

道路交通法違反の例示

【35歳～64歳】

	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	申請日	申請	地理試験免除
①								○	○
②	1点 ★							○	○
③			1点 ★					○	×
④					1点 ★			○	×
⑤						1点 ★		×	×
⑥			2点 ★					○	×
⑦					2点 ★			×	×
⑧	1点 ★		1点 ★					○	×
⑨	1点 ★				1点 ★			○	×
⑩	1点 ★					1点 ★		×	×
⑪			1点 ★		1点 ★			○	×
⑫					1点 ★	1点 ★		×	×

※ 地理試験免除のためには、申請する営業区域において、申請日以前継続して10年以上タクシー・ハイヤー事業者として雇用されていることが別途必要です。

※ 許可・認可のためには、他の審査基準のすべてに適合していることが必要です。

【35歳未満】

申請日以前10年間無事故無違反であること。

○ ○

申請する営業区域において、申請日以前継続して10年以上同一のタクシー又はハイヤー事業者として雇用されていることが別途必要です。

※ 申請日以降処分までの間に違反をしてしまった場合は、すべて認められません。